

## 認定こども園高坂幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人高坂新井学園
事業者の所在地	埼玉県東松山市高坂3丁目13番地2
事業者の電話番号	TEL 0493-35-1110
代表者氏名	理事長 新井 芳徳

### 2 施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園						
名称	認定こども園 高坂幼稚園						
所在地	埼玉県東松山市高坂3丁目13番地2						
電話番号・FAX	TEL 0493-35-1110 FAX 0493-34-4759						
施設長氏名	施設長 新井 志保						
開設年月日	令和8年4月1日						
利用定員（年齢別） 市への確認申請によって 変更が生じることがある。		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	48人	50人	66人
	2号定員	—	—	—	18人	18人	18人
	3号定員	—	—	16人	—	—	—

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		2,573.01 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	(本園舎) 軽量鉄骨鉄骨造 2階建て 延床面積 594.58 m <sup>2</sup> (東園舎) 木鉄骨造 1階建て 延床面積 113.69 m <sup>2</sup> (南園舎) R C造 2階建て 延床面積 804.20 m <sup>2</sup>	
	延床面積	1512.47 m <sup>2</sup>	
施設設備 の数と面積	保育室	1室	53.21 m <sup>2</sup>
	保育室	9室	454.15 m <sup>2</sup>
	遊戯室	1室	183.57 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	36.67 m <sup>2</sup>
	職員室	1室	54.20 m <sup>2</sup>
	その他		730.67 m <sup>2</sup>
設備の種類	図書室、ランチルーム、冷暖房、電子錠等		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	958.49 m <sup>2</sup>	

### 4 施設の目的、運営方針

<p>(施設の目的)</p> <p>教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。</p> <p>(運営方針)</p> <p>子どもたちが主役の園生活を送れるよう毎日様々なことに触れ、発見し、のびのびと豊かに成長していくことを支援します。</p> <p>子どもたちにとって園生活が楽しく、明るく、意欲を持って過ごせるよう、3つの保育方針「かんがえる子」「がまんできる子」「がんばる子」の子どもを大切に育てます。</p>
---

## 5 職員体制

施設長	1人（常勤：1人、非常勤 人）
副園長	1人（常勤：1人、非常勤 人）
主幹教諭	2人（常勤：2人、非常勤 人）
保育教諭等	26人（常勤：11人、非常勤 15人）
栄養士	1人（常勤（業務委託）：1人）
調理員	3人（非常勤（業務委託）：3人）
事務員	3人（常勤：3人、非常勤 人）
バス運転手・用務員	4人（常勤：1人、非常勤 3人）
園医・歯科医・薬剤師	3人（各1人）

## 6 教育・保育を提供する日

開園日・休園日 （1号認定子ども）	<p>（1号認定子ども） 39週以上の教育週数を確保した上で、以下の休園日を除く日が開園日となります。</p> <p>土曜日、日曜日、祝祭日          年末年始（12月29日から翌年の1月3日）          春期休業（原則 3月21日から4月9日まで）          夏期休業（原則 7月21日から8月31日まで）          冬期休業（原則 12月21日から1月7日まで）          埼玉県民の日 11月14日          行事の代休</p> <p>春期及び夏期、冬期の休業は原則とし、園が指定する日に変えることがあります。          災害や感染症等の場合、園長が必要と認めた日は休園となることがあります。</p>
休園日 （2・3号認定子ども）	<p>土曜日、日曜日、祝祭日          年末年始（12月29日から翌年の1月3日）          園長が必要と認める日は休園となることがあります。</p>

## 7 教育・保育を提供する時間

### (1) 開園時間

月曜日から金曜日	7時30分から18時30分まで
----------	-----------------

### (2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	10時00分から14時00分まで（原則）
月曜日から金曜日の預かり保育時間	朝：7時30分から8時30分まで ※8時30分から9時30分の間で自由登園。 夕：14時00分から18時30分まで

### (3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	7時30分から18時30分まで
---------------------	-----------------

### (4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
月曜日から金曜日の延長保育時間	朝：7時30分から8時30分まで 夕：16時30分から17時00分まで

## 8 提供する教育・保育等の内容

当園は、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所・保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて教育・保育を提供します。

### (1) 教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において教育・保育を提供します。

### (2) 地域子育て支援事業の実施

未就園児とその保護者を対象とした園での遊びや行事の体験、親子や他の保護者との交流などの機会提供と、育児相談などを行います。

### (3) 園バス送迎

1号認定の希望者については、園バスによる送迎を実施します。

なお、通園バスを利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

#### (4) 食事の提供

基本的に平日のすべてで給食の提供を行います。献立は栄養士が毎月作成します。旬の食材を用い、季節や行事のメニューを取り入れ、和洋中等のさまざまなメニューを味わえるようにします。

年齢・発達に応じてランチルームを活用して食事を提供し、みんなで食べる楽しさを味わえるようにします。また、幼児を中心に栄養士や保育教諭などによる食育活動やマナー教育にもつなげていきます。

昼 食 11：30～12：00 頃  
午後間食 15：00 頃

※1号認定の午後間食は、預かり保育利用時のみに提供します。

※遠足等の行事で、月に1回程度お弁当を持ってきていただく日がありますので、ご協力をお願いします。

#### (アレルギー対応について)

医師の指示書（生活管理指導表）を提出していただいたうえで栄養士等との面談を行い、個別状況や除去内容を確認し、除去食の方法や緊急時の対応等を話し合います。ただし、除去食の対応が難しい場合はお弁当の持参をお願いします。

#### (5) その他

預かり保育（平日及び長期休み）と、時間外保育を実施します。

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用  
別表1に掲げる費用をお支払いしていただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担  
別表2に掲げる費用をお支払いしていただきます。

## 1 0 利用の開始及び終了に関する事項等

### (入園等の手続き)

- 1 教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒みません。
- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考、抽選等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。
- 4 1号認定子どもとして入園を希望する方は、所定の申込書等に入園事務手数料5,000円を添えて提出するものとします。
- 5 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の斡旋を受けたときは、これに応じます。

### (利用の開始及び終了に関する事項)

- 1 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し同意を得ます。
- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとします。
  - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用子どもの保護者から当園を退園しようとする理由を記した取り消しの届出があったとき。
  - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 1 1 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	医療法人青山メディカルクリニック
学 校 医 名	新井 稔明
所 在 地	埼玉県東松山市西本宿 579-2

電 話 番 号	0493-31-2025
---------	--------------

(2) 歯科

医療機関の名称	たんぽぽ歯科医院
学 校 医 名	松崎 正宏
所 在 地	埼玉県東松山市高坂 884 - 1
電 話 番 号	0493-31-1717

(3) 薬剤師

医療機関の名称	東医堂杉山薬局
学 校 医 名	杉山 宣男
所 在 地	埼玉県東松山市高坂 1088
電 話 番 号	0493-35-0890

1 2 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避 難 訓 練	毎月1回、火災・地震等を想定した避難訓練を実施。また消火訓練及び不審者対応訓練、バス閉じ込めを想定した訓練なども実施。
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、AED 機器、発電機 等
防 犯 対 策	通用門電子錠、防犯カメラ、警備会社による機械警備

当園近隣の避難地・避難場所は次のとおりです。

避難地	高三中央公園
避難場所	高坂小学校

有事の際には、慌てず決められた方法によって家庭と園とが協力しなければなりません。一斉メール配信等を利用し、下記によって安全確保を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

### 1.3 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	日本スポーツ振興センター 災害共済給付 全日私幼連保険制度
保 険 の 内 容	負傷・疾病の医療費、障害見舞金、死亡見舞金
保 険 金 額	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度の規定 に基づき、医療費・見舞金の支払いを行います。 全日私幼連保険制度の規定に基づき、見舞金等の支払 いを行います。

### 1.4 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変が生じたときには、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。ケガ等の時は必要に応じて応急処置をしますが、程度によって指定された保護者の緊急連絡先に連絡をし、病院受診の可否を伺います。そのため、緊急連絡先が変更になる場合は必ず園にお知らせください。

なお、緊急度に応じて園で救急車を呼んだり、下記の近隣各所等との連携を図ることもあります。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	東松山市警察署 0493-25-0110
消防署	東松山消防署 0493-23-2269
医院（整形外科）	青山メディカルクリニック 0493-31-2025

### 1.5 苦情相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を設置しております。

相談・苦情受付担当者	副園長 五十嵐 七洋
相談・苦情解決責任者	園 長 新井 志保

受付方法：面接、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けます。

## 1 6 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、収集した個人情報の保護に努めます。また運営にあたり皆様から収集する情報の利用目的は以下の通りです。

- ・ ホームページ、インスタグラム、YouTube 等の SNS での個人の写真の公開
  - ・ 取材等に伴う写真及び氏名等の提供
  - ・ 入園にあたっての子ども及び保護者の情報
  - ・ 運営に必要な保護者との連携や子どもの状況の把握
  - ・ 緊急時において、病院その他関係機関からの照会
  - ・ 小学校との円滑な接続に向けた入学予定の小学校との連携
  - ・ 転園等に伴う他のこども園・幼稚園・保育所との間での必要な連絡調整 など
- なお、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額等の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

### お子様の写真等の取り扱いにおけるプライバシー保護への配慮について（お願い）

全ての保護者様がお子様の大切な思い出を記録にとどめていただく際に、皆様が撮影されたご自身及びご自身のお子様以外の方の写真についてプライバシー等に配慮し、慎重なお取扱いをいただくよう、ご留意をいただきます。また当園としての管理責任の範囲を明確化し、皆様との相互理解のもとで運営を行うために、以下の3項目についてお願いをさせていただきます。皆様には趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. あなたが撮影された（※1）ご自身やご自身のお子様以外の人物（※2）の肖像（※3）を、プライバシー保護等の観点から、本人の同意を得た場合を除き、ブログ・フェイスブック等のソーシャルメディアへの掲載や他者への提供を行わないようお願いいたします。
  - ※1 やむを得ず写りこんでしまったものを含む。
  - ※2 他のお子様・ご家族様、職員・関係者等。
  - ※3 顔だけでなく衣服・身体部分など個人が特定できる姿を含む。
2. 上記1を遵守しなかったことによって生じた一切のトラブルについては、当園はその責任を負いかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
3. 他の保護者様が1.を遵守しなかったために生じた一切のトラブルについても、当園はその責任を負いかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

（行事などお子様を園にお預けいただいている時間中の撮影行為は、上記1～3をご了承いただいたうえで行っていただきますよう、ご理解のほどよろしくようお願いいたします。）

## 1 7 虐待の予防・防止

当園では、子どものすこやかな成長を願うために、児童虐待防止に努めています。お子さんのことやご自身のお子さん以外にも心配な事などがありましたら、遠慮なくご相談ください。または、以下の専門機関にご連絡ください。

虐待防止全国共通児童相談ダイヤル : 1 8 9

東松山市役所相談窓口 子ども家庭センター : 0493-81-5750

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園受入準備費☆	入園にあたっての教材や準備物等に係る費用 (1号)	入園時 60,000円
施設維持・管理費	施設及び備品等の維持や管理に係る費用 1・2号 3歳以上児	月 額 2,500円
	〃 3号 2歳児	月 額 1,000円
教育・食育充実費	外部講師や行事等、教育・食育の質向上に係る費用 1号	月 額 3,300円
	〃 2号	月 額 3,500円
特定職員配置費	満3歳児を5:1の職員配置にするための費用 1号満3歳	月 額 1,000円

(☆) 兄弟、姉妹、双子の同時入園の場合、(例…兄-2年保育、妹-3年保育) 1人分の入園準備受入費 60,000円を半額減免いたします。

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	園で提供する給食に係る費用 1号	月 額 5,000円
	〃 2・3号 (主食費2,400円、副食費5,100円)	月 額 7,500円
バス維持協力費	バスの維持と管理に必要な費用 (バス利用者のみ)	月 額 3,500円
布団レンタル代	お昼寝布団の1か月のレンタル料金 2・3号	月 額 550円
進級教材一式	進級に伴う教材 1・2号 5歳児	年 額 5,200円
	〃 1・2号 4歳児	年 額 4,000円
保育教材一式	1・2年保育で使用する教材費 (鍵盤ハーモニカを含む)	年 額 27,000円
	3年保育で使用する教材費	年 額 20,000円
保護者会費	人形劇や音楽会の鑑賞、行事時の園児へのプレゼント等 (全園児)	年 額 6,000円
制服・体操服一式	通園や園生活等で必要となる園指定の制服及び体操服	入園時 48,000円

※年度によって変動することがあります。その他、3歳以上児は月間絵本や卒園アルバム代などを負担してもらうことがあります。